



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

No.51

2024. 7. 20

発行

第 22 回定時総会を開催しました



【木村 豊理事長からの開会挨拶】

第 1 号議案「2023 年度事業報告及び活動決算」について、渡辺とおる事務局長より提案説明のあと、福島守監事より監査報告がされ、特に質疑なく議長採決を諮ったところ、賛成多数で承認されました。

続いて第 2 号議案「2024 年度事業計画及び活動予算」について渡辺とおる事務局長より提案説明され、特に質疑応答なく採決の結果、賛成多数で承認されました。

以上、すべての議案が賛成多数で承認され、議長降壇のあと、宮永文雄副理事長の閉会挨拶の後、司会者が総会の閉会の宣言をしました。

消費者ネット広島「第 22 回定時総会」が、6 月 15 日（土）15 時 10 分より、広島弁護士会館 2 階会議室にて開催されました。コロナ禍で培った“オンライン技術”も活用してハイブリッド式での運営となりました。賛助会員も含め、会場出席 18 名、書面出席 76 名、委任出席 5 名の計 99 名の参加で行われました。

総会は木村豊理事長の開会挨拶に続き議長選出に入り、正会員の仲田誠一さんを選出。続いて議長より書記の任命、議事録署名人の指名ののち、議事が開始されました。



【仲田 誠一 議長】



すべての議案は賛成多数で承認されました。



【宮永文雄副理事長からの閉会挨拶】

2024 年度 事業計画

1. 事業実施計画

- ・適格消費者団体として、差止請求関係業務と被害防止のための啓発活動を着実にすすめるとともに、関係団体、関係諸機関と連携し、消費者被害のない社会の実現に貢献します。
- ・特定適格団体認定に向けて、必要な整備・体制強化を図ります。

2. 課題と取り組み

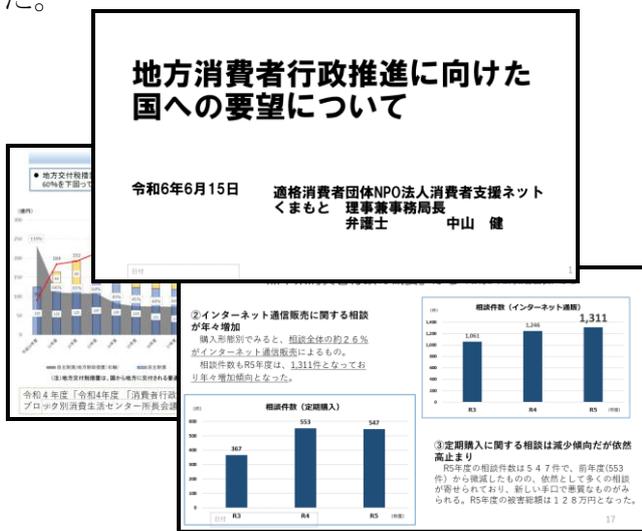
- (1) 特定適格消費者団体認定に向けた手続きと必要な基盤整備を図ります。
- (2) 適格消費者団体としての申入れ・差止請求業務に取り組みます。
- (3) 消費者関連法や行政施策への提言を、関係団体と協力して行います。
- (4) 関係団体、諸機関との連携をすすめます。
- (5) 組織と財政基盤の強化を図ります。

総会記念講演開催

消費者支援ネットくまもとが取り組んでいる「地方消費者行政推進に向けた国への要望」について学びました。

総会記念講演として、「地方消費者行政推進に向けた国への要望について」というテーマで、消費者支援ネットくまもと理事兼事務局長の中山健弁護士を講師に迎え、記念講演を開催しました。

オンラインも含めたハイブリッドによる開催で、当会員以外に広島県や広島市といった行政からも参加していただき、地方消費者行政に関連する交付金の変遷、生活相談員が不足している現状、これからの課題など、地方行政と関連団体が共通で抱えている問題点などをわかりやすくお話いただき、消費者行政を強化していくためには地方行政と関連団体が連携していくことの大切さを学びました。



【パワーポイントを使って講演】



【中山 健 消費者支援ネットくまもと理事兼事務局長】



【真剣に講演を学ぶ会場参加者】

★参加者の感想(消費生活相談員)

相談業務は消費者に寄り添い、共に解決していくやりがいのある仕事です。

自治体の行政サービスの一方、PIO-NET 情報は国に届けられ、法執行等に利用されています。今後も住民の安心・安全のため、相談業務が停滞することのないよう予算面での支援をお願いしたいと思います。



2024年5月31日

【樹木葬霊園規則差止訴訟】

樹木葬霊園を運営する宗教法人円蔵院太陽の会に対し、 差止請求訴訟を提起しました。

担当（理事） 山 本 一 志

消費者ネット広島は、2024年5月31日、コスモガーデン高天原樹木葬霊園（広島市）（以下、「本件霊園」という。）を運営・管理する宗教法人円蔵院太陽の会（本部・岡山市）に対し、本件霊園の使用規則等のうち、後記条項は消費者契約法（以下、「法」という。）第9条1項1号に違反するものであり差止を求めて、広島地方裁判所に訴訟を提起しました。

本件訴訟に至るまで、当法人は、相手方に対し、2023年3月に質問書を送付、2023年7月に申入書の送付を行い、本件規則を法に適合するように変更を求めましたが、相手方は、「使用料は、当法人が、使用者に対し、樹木葬墓地の使用権及びその使用期間終了後に永代供養方式で合同供養塔に改葬を受けることができる権利（「墓地使用権」）を設定する対価として支払われるもの」であることなどを理由に、本件規則は法に違反していないと主張して変更には応じませんでした。そこで、2024年3月に法第41条1項に基づく事前請求書を送付しました。これに対して、相手方はそれまでと同様法に違反していないと主張して本件規則の変更意思がないことが明確となったので、本件提訴に至ったものです。

本件は、広島弁護士会消費者問題対策委員会有志のメンバー13名で構成する弁護団（樹木葬規則差止弁護団：弁護団長清水正之）に委任しており、訴訟の進行に応じて弁護団とは連携協力していくことにしています。

訴訟は広島地方裁判所民事第2部に係属しており、第1回口頭弁論期日は、一旦は7月12日と指定され、相手方は、棄却を求める形式的な答弁書を出しましたが、裁判所は、実質答弁がないとして、期日を取り消しました。改めて第1回期日は再調整のうえ決定されることになっています。

消費者契約法第9条1項1号

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二（略）

契約条項目録

第1「コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則」

第14条

《以下のうち第3項》

- 1 使用墓地が不要になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書及び墓地使用承諾証に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さい。
- 2 前項において、納骨のある場合は使用者の責任において、6ヶ月以内に改葬を完了してください。

3 なお、この場合、使用料は一切返還致しません。

第2「ご契約の内容」

第2条(使用料の内金)

《以下のうち(3)》

- (1) 申込者は、表記使用料の内金として金壹万円以上の金額を送金または持参して支払うものとする
- (2) 申込者が当法人に内金として支払った金員は使用料の一部として充当致します
- (3) 申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却致しません

第6条

《以下のうち「なお」書き部分》

申込者が契約内容のいずれかに反したときは、当法人から本申込に基づく契約を解除し、墓地使用承諾を取り消すことができるものとします。

なお、この場合でも、既に支払われた使用料は返還しないものとします。

★活動の源は、皆様からの会費と情報です!

活動の源① 会費納入のお願い

正会員は 2000 円 賛助会員は 1000 円

NPO法人は会員の皆様からの会費や寄付金を資金に活動を行っています。

毎年、年度初め（今年度は総会議案書に振込用紙等を同封）に会費納入のお願いをしています。

今回、**7月10日現在**でまだ会費を振り込んでいただけていない会員の皆さんに、振込用紙を同封させていただきました。恐れ入りますが、引続き会員として、消費者ネットの活動を支えていただける方は、ぜひとも会費納入をお願いいたします。（なお、すでに振込済み等の行き違いがありましたら、ご容赦ください。）

活動の源② 情報提供のお願い

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行なう活動の源は、皆様からの情報提供です。

「契約書の条項が、消費者にとって一方的に不利な内容だ」チラシやネット広告が「おおげさだ」

「実際とは違う」「わかりにくい」など、消費者目線で「変だな」と思ったら、是非、情報提供を!!

皆様のご協力、お願いいたします。

●事務所はこちら



内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
適格消費者団体
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>